

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1298

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会福祉業務手当) <b>第3条</b> 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、 <u>女性相談センター</u> 、吉原林間学園、三方原学園又は磐田学園とする。 2 (略)	(社会福祉業務手当) <b>第3条</b> 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、 <u>女性相談支援センター</u> 、吉原林間学園、三方原学園又は磐田学園とする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。